

3月27日以降のパスポート（旅券）申請に関する大切なお知らせ（オンライン申請の案内／手続きの変更）

1 パスポートのオンライン申請がスタートします

- (1) 令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続をオンライン化します。（これまでと同様に、窓口申請も並行して受付します。）
- (2) オンライン申請の場合、
 - ・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません（パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、必ず前回のパスポートをお持ちください）。
 - ・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法（配達記録付きの宅配便等を含む）で提出することもできます。
- (3) 国外居住者の皆様は、オンライン在留届（ORR ネット）
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>
へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリ（近日中にダウンロードが可能となります）を通じてオンライン申請が可能となります。
- (4) オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については以下にてご確認ください。
※今後、アップロードされる情報は次の URL に掲載される予定です。
（外務省 HP） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>
（パンフレット） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>
（ポスター） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469297.pdf>

2 申請手続きが変わります

- (1) 戸籍謄本のご用意を！
新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】
- (2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！
パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。
- (3) 6か月以内に受け取りを！
新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。（※令和5年3月27日以降に申請したパスポート

が6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は下記から可能です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

パンフレット <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469298.pdf>